

## 沖縄県 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（仮称）に対する県民意見への考え方

- 1 募集期間：令和6年2月9日（金）～令和6年3月8日（金）
- 2 意見数：59件（10人）※趣旨が同様のご意見はまとめたうえで要約しています。
- 3 ご意見と県の考え方

該当箇所	ご意見	考え方
章 節 項		

第 1 章  計 画 に 関 す る 基 本 的 な 事 項	3. 計画における施策の対象者		
		<p>高齢者を指す言葉を明記すべき</p> <p>生活困窮者だけでなく、ホームレスの女性への言及も必要ではないか。</p> <p>性自認が・・・トランスジェンダーとあるが、LGBTQと明記した方がよい。</p> <p>「女性」や「トランスジェンダー」と対象を限定することによって、Xジェンダーのようなセクシュアル・マイノリティの存在が不可視化される恐れがあるように思われます。また、「性自認が女性であるトランスジェンダー」だけでなく、「性自認が男性であるトランスジェンダー」の（元）「女性」への差別や偏見は大きいことから、第1章の「性自認が女性であるトランスジェンダー」だけでなく、第1章以外のところでも、具体的にセクシュアル・マイノリティへの支援について明記する必要があるように思います。</p> <p>「可能な支援を」を「必要な支援を」に修正してはどうか。</p>	<p>本計画においては、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、必要に応じて法による支援の対象者となります。頂いたご意見につきましては、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。</p> <p>性的マイノリティの方々に対する支援については、様々なご意見があり、今後も議論されるべき課題であることを前提としつつ、現在の計画案として、「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいる宣言）」及び「沖縄県差別のない社会づくり条例」の下、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討するとしております。</p>
	5. 県と市町村の役割		
	(1) 県の役割	<p>多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして広く市民から、団体に関する情報収集を行う、という趣旨を記載してはいかがでしょうか？</p> <p>なお、本支援は一部の団体、支援者、被支援者にとどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、前記の情報収集も一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望みます。</p> <p>必要な支援を行いますとあるが、広域入所については財政面からも支援すると記してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記を追記いたします。</p> <p>「なお、多様な民間団体の中には、必ずしも困難な問題を抱える女性への支援として適切でない団体があることも考えられるため、県及び市町村は、支援対象者や民間団体等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応に努めます。」</p> <p>県は、広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が地域によって格差が生じることの無いよう、県内市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等の情報提供や必要に応じて助言等を行うなど、必要な支援を行います。</p> <p>なお、基本目標2の4(2)に記載のとおり、母子生活支援施設については、広域措置が円滑に図られるよう、母子生活支援施設を設置している市及び未設置市町村との連携、調整に努めます。</p>

該当箇所		ご意見	考え方
章	節 項		
第 2 章  現 状 及 び 課	6. 支援に関わる関係機関等		
		出入国在留管理庁を連携先として加えてはいかがでしょうか？ 外国籍の方の支援が記載されていますが、その場合、支援対象者の在留資格が問題になる場合が想定されますし、支援対象者の意思等によっては速やかな帰国を進めることが一つの支援となりうるためです。	ご意見を踏まえ、関係機関に追記します。
	1. 現状		
		ワンストップ支援センターの相談者の年代別の表・グラフでは、「20歳未満」が最も多く「355件」（33.3%）となっていますが、その内訳が明らかになっていません。未成年の性被害状況を明らかにし、対策を考えていくためにも、「20歳未満」の内訳をきちんと出してほしいと思います。	頂いたご意見につきましては、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。
		(5) ている相談室 相談受付集計表	
		「国際家事福祉相談所」の受付件数を入れることはできないか。	現状については、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設における現状など公表されているデータの中から課題の分析に必要なものを記載しております。
		各主訴に関する説明を加えて頂けると有難いです。	ご意見を踏まえ、以下、説明文を追記します。 「ている相談室の女性相談及び国際女性相談では、女性が抱える家庭や職場での人間関係、生き方、心や体の悩み、外国人との結婚・離婚など、さまざまな悩みや問題について相談を受けています。」
	2. 課題		
		例えば東京都での困難女性支援法モデル事業（若年被害女性支援）では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が続いており、第211回国会でも多くの質疑が交わされています。このような混乱は、何よりも支援対象者のためになりません。混乱が起きぬよう、県及び市町村は情報公開をしっかり行い、透明性の高い支援活動となることを望みます。	頂いたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。各種施策の実施にあたっては、透明性・信頼性の確保に努めてまいります。
		(1) 相談しやすい環境体制づくり	
	支援センターや支援施設の利用者数の減少は全国的な問題であるが、アンケート調査などによって、沖縄県における利用者減の理由や背景を解明する必要がある。その上で、利用者が利用しやすいように、現実的ではないルールを変えていく必要がある。例えば、車の所持など、沖縄県だからこそ、必要なものについてのルールを緩和していく必要があるのではないか。	頂いたご意見につきましては、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。	
	DVや家庭の事情を居住地の人に知られたくないことも理由の一つと思います。居住地を超えた近隣（または本人の希望する）市町村の相談窓口や施設を利用できれば、相談から施設利用にスムーズに進むのではないのでしょうか。自治体（市）に任せるのではなく、施設の広域利用等については県主導で調整をお願いします。	困難な問題を抱える女性が自らの住所地から離れた場所で相談するケースもあるため、県・市町村・関係機関の間で十分な連携を図ることとしております。	

該当箇所			ご意見	考え方	
章	節	項			
題			(2) 包括的かつ継続的な支援	<p>相談員のスキル向上が必要不可欠であり、養成講座だけでなく、勉強会や研修を義務付けるべきである。また、3年や5年で雇止めされないような相談員の働き方が求められる。人材育成と雇用条件をワンセットにした取り組みが大事。</p>	<p>支援に関わる関係者の資質の向上は重要であり、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めます。</p> <p>また、国による困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等への適切な処遇確保に係る措置等も活用し、支援従事者が安心して業務を行うための環境整備を図りながら、人材の確保に努めます。</p>
			(3) 関連施策の支援体制の充実	<p>相談員の育成には時間がかかるが、養成講座や研修会が大切。資質向上に努めること。相談員のネットワークづくりや勉強会などを積極的にすすめスキルアップを図る</p>	<p>支援に関わる関係者の資質の向上は重要であり、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めます。</p>
			<p>離島等の十分な支援体制を現地で新たに構築することが経済合理性等の面から難しい場合には、県及び市町村は既存のリソースの活用を十分に考慮すること、と記載してはいかがでしょうか？</p> <p>支援のためのリソース（予算、人員）は有限であり、支援体制の新規構築・充実が優先されてリソース問題が発生して却って支援の開始が遅れたり不十分なものとなるような本末転倒を恐れます。例えば、行政内等での兼務、兼職による人員の確保や、警察等の既存公共団体による代行・参画、宿泊施設（民間ホテル、公共機関の寮等）の活用などが考えられます。</p> <p>相談員のほとんどが会計任用職員である。本採用すべきである。それにより資質向上につながると支援体制の充実を記してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下を追記します。</p> <p>「～生じないよう、離島地域等において、新たに支援体制を構築することが困難な場合は、既存の行政サービス等の活用も考慮するなど、必要な～」</p> <p>県は、国による困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等への適切な処遇確保に係る措置等も活用し、支援従事者が安心して業務を行うための環境整備を図りながら、人材の確保に努めます。</p>	
第3章	計画の基本的な	2. 計画の推進指標			
		<p>目標の項目に、例えば何人の自立につなげたかなど、支援そのものの効果を加え、数値目標とするか、またはモニタリング項目として設定してはいかがでしょうか？</p> <p>現在記載されている目標はいずれも支援そのものの成果ではなく、支援体制の整備です。相応の期間を持つ計画ですから、体制の整備のみが目標とされてしまい、支援の効果への意識付けがおろそかになることを懸念します。</p> <p>支援活動にPDCAを働かせやすいものとするため、計画の進展状況を定期的に確認することとその手段を計画に明記してはいかがでしょうか？</p> <p>例えば、「年に1回の支援調整会議（代表者会議）において進展状況を確認し、必要に応じて活動の見直しを行う」ようなことが考えられます。</p> <p>また、その際には、評価結果および対処を公開すること、評価は支援そのものの成果を反映しない現在の評価指標のみならず支援そのものの状況をしっかりと確認して行うこと、計画の更新に当たっては更新案が策定される前に評価が行われること、以上の点も記載されてはいかがでしょうか？</p>	<p>ご意見の「自立につなげた人数」については、支援対象者が一定数いることを前提としても考えられ、必ずしも、本計画の趣旨と合致するとは言えないと考えております。また、支援対象者本人の個々の意思の確認方法等、推進数値目標として掲げることは難しいと考えております。</p> <p>ご意見を踏まえ、毎年度、施策の実施状況等を確認・評価・検証等を行い、結果について公表する旨記載します。</p>		

該当箇所			ご意見	考え方
章	節	項		
方			<p>計画の進捗について、年度ごとの進捗確認を行う。</p> <p>計画期間のなお書きで、必要に応じて見直すことになっているが、年度ごとの進捗確認の仕組みがあれば、現場状況に合った計画であるか、人材確保は順調かなど、進捗確認で振り返り、基本目標や支援のあり方を速やかにチェック、再検討できる。</p> <p>毎年、外部者も含めた委員会方式で各進捗状況を確認すべき。</p>	
基本目標 1 相談しやすい環境体制づくり				
1. アウトリーチ等による早期の把握 (1) 妊娠・出産期に困難を抱える若年妊産婦等に対するアウトリーチ等				
			相談支援等にとりくみます。また、学校、地域に取り組みを周知させます。	ご意見を踏まえ、記載を以下に修正いたします。 「相談支援等の他、学校や地域への取組の周知に努めます。」
			生活困窮者は自らSOSを発するのが難しい場合もあるので、とてもいいと思います。	ご意見ありがとうございます。今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。
2. 居場所の提供				
			居場所づくりに取り組むとともに居場所の周知徹底を図ります。	ご意見を踏まえ、記載を以下に修正いたします。 「居場所づくりに取り組むとともに取組の周知に努めます。」
4. 教育・啓発、広報活動等				
			<p>未成年者になされる教育・啓発は、学校の外で実施させるものも含め、内容が公開され、また、内容が保護者に周知されるように記載されてはいいでしょうか？</p> <p>学習内容の定着を家庭でも図れますし、また、家庭を通じて地域社会等の広い範囲での理解につながります。</p>	<p>頂いたご意見のとおり、家庭等への啓発等は重要であると考えており、教育委員会等の関係部署とも連携した啓発に取り組みます。</p>
			<p>誰でも利用できるように、一覧表などに見取り図のようにして、具体的な施設名と連絡先、住所を明記すべき。たとえば、「女性健康支援センター」はどこのことかわからない。名称変更の場合は旧名と新名称を併記するなどの工夫が求められる。新しく作る場合は、その旨も明記してほしい。行政担当者のためだけでなく、県民の誰もがわかりやすい書き方をしてほしい。</p>	<p>頂いたご意見につきましては、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
			<p>1 (1)にある、女性健康支援センターが分かるように※で</p> <p>電話番号を載せたり、ネットだとそこをクリックするとセンターのHPへとぶようにすると、もっと使いやすいかと思いました。</p>	
(4) 加害者対策への取組 イ 加害者更生相談窓口の整備				
			<p>変わる意思を持っている場合に、相談しやすい環境をつくり、その相談に適切に対応する窓口を整備します。</p>	<p>県においては、個別計画として「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を定めており、ご指摘の箇所につきましては、同計画に合わせ、原案のままさせていただきます。</p> <p>県としましては、同計画に基づき、自ら変わる意思を持つ加害経験者等が相談できる窓口を整備し、併せて、その周知等に努めてまいります。</p> <p>頂いたご意見につきましては、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。</p>

該当箇所			ご意見	考え方	
章	節	項			
第 4 章  困	基本目標2 包括的かつ継続的な支援				
	1. 相談支援				
	(5) 生活困窮者自立支援機関における相談支援等				
	(7) 国際的な家庭問題等に関する相談支援等				
			国際化で米人・米軍属だけでなく外国人の相談も増えている。ているでも国際相談に対応しているが、支援体制の充実が必要。 国際家事相談のことが書かれていない。「連携を促進」「更なる強化」とはどのようなことか、具体的にわかるように書いて欲しい。	「国際的な家庭問題等に関する相談支援等」については、国際家事相談に限らず、外国人との結婚・離婚など様々な問題に関する相談に取り組むこととしております。また、支援にあたっては日本側の様々な分野における支援も必要と考えており、市町村等との連携強化を図りながら体制強化に努めてまいります。	
	(9) 在住外国人等への支援				
			「外国人が安心して生活及び滞在、あるいはスムーズな帰国ができる環境づくりに取り組みます」としてはいかがでしょうか？ 支援対象者本人の意思や法制上等の規定により、無理のある在住よりも帰国が適当である場合が想定されるためです。	頂いたご意見につきましては、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。	
	2. 一時保護				
			同伴児童個人の権利が十分に守られるような記載をご検討いただけませんか？ 例えば最近問題として挙がる所謂ヤングケアラーであったり、あるいはDV被害者たる親が子に対しては心ならずも虐待加害者となってしまう事例など、「一時保護の対象となる者」と「同伴児童個人」との利害が相克する場合があります。その場合に、児童個人がしっかりと守られるよう、適当な記載を補っていただけませんか？ 「当該児童の状況に応じて」を「当該児童個人の心理カウンセリング等により当該児童の状況を把握し」とすること、加えて、「当該児童への学習に関する支援」を「当該児童の状況に応じた適切な機関と連携して支援」としてはいかがでしょうか？そして、そのうえで「p 36 5. 同伴児童等への支援に詳細は記述する」としてはいかがでしょうか？ 同伴児童個人の安全・権利を確実に守るため、状況の把握とそれに応じた適正な対処（学習に限らず安全確保等を含む）は義務として記載したほうが良いように考えます。※ （7）に記載の児相連携は支援対象者が未成年である場合の記述であり、同伴児童に関するものではないと認識しています。	ご意見を踏まえ、記載を下記に修正いたします。 「また、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、支援対象者本人だけでなく、当該児童についても、一人の児童として尊重し、必要なアセスメントを実施しながら状況に応じた適切な機関と連携して支援を行います。」	
			一時保護に当たり、保護対象者の個人情報の取扱いについてルールを設定し、速やか、かつ、支援対象者および支援者の意思に依らず、機械的に関係機関（特に警察、医療）と共有できるようにしてはいかがでしょうか？ 一時保護に当たっては、今まさに安全が脅かされて緊急性の高い事例、支援対象者の意思が確認できない（酩酊等）事例、支援対象者が混乱して正常な判断ができない事例があり、それに対処する支援者も対応に追われて十分な判断・対処ができないことが考えられます。一方で、特に安全に関する機関（警察、医療等）とは即座に個人情報を共有することが支援対象者のために必要です。	一時保護を行うにあたっては、緊急で医療が必要な場合でも当事者の承諾なく実施することはなく、個人情報の取り扱いについても本人の意向を確認したうえで慎重に扱う必要があると考えております。 頂いたご意見につきましては、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。	

該当箇所			ご意見	考え方	
章	節	項			
難 な 問 題 を 抱 え る 女 性 へ の 施 策 の 内 容	1. 支援に関わる中核機関等の機能強化				
	(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援				
			「障害や疾病等を複合的に抱えているケースなど」上記、記載のとおり、障害には、身体、知的、精神障害のある相談者が想定され、加えて、経済的、社会的（介護、看護を抱えているなど）な援助も必要とする複合的なニーズを抱えていることも想定される。個別対応職員には、社会福祉士やケアマネジャーといった職種の方々とも連携できる体制づくりが求められると考える。	女性相談支援センター及び女性自立支援施設においては、様々な困難な問題を抱える支援対象者のニーズに対応できるよう、専門的な支援を提供できる体制整備に取り組みます。	
			被害者→相談者、としたほうが良いかと考える。	ご意見を踏まえ、記載を「支援対象者」に修正いたします。	
			沖縄県の計画素案P35 3.被害回復支援(1)に通常配置の職員のほかに、心理療法担当職員や個別対応職員を配置すること等、被害回復に向けた専門的な支援を提供できる体制整備に取り組みますと明記されていますが、新法がスタートする4月には施設の体制が整えられ実行できるということですか？県はどのようにして体制整備を行うのか具体的に教えてほしい。その他民生委員として様々な困難を抱えている女性たちのサポートに関わったことがありますが、当事者の方々との関係づくりに難しさを感じています(自宅訪問を断られる等)関わりたいが関われない無力さを感じています。	県及び市町村は、施策を講ずるにあたって、適切に役割を分担しながら、互いに連携して支援を行います。また、支援を行う各自治体相互間の緊密な連携を図るとともに、関係機関の間で、十分な連携が図られるよう、配慮し、各自治体の女性相談支援員、女性相談窓口と積極的に連携を行います。	
	5. 同伴児童等への支援				
			同伴児童個人の権利が十分に守られるような記載をご検討いただけませんか？特に、医療機関との連携は「必要に応じて」ではなく、義務としてよいのではないかと。例えば最近問題として挙がる所謂ヤングケアラーであったり、あるいはDV被害者たる親が子に対しては心ならずも虐待加害者になってしまう事例など、「一時保護の対象となる者」と「同伴児童個人」との利害が相克する場合があります。その場合に、児童個人がしっかりと守られるよう、適当な記載を補っていただきたい。	ご意見を踏まえ、以下を追記いたします。 「また、保護者である支援対象者の心身のダメージが強く、同伴児童に対する養育が十分に行えない状況や、児童に対して不適切な対応をするおそれがある場合は、保護者の支援を行いながら児童相談所や地域の子ども家庭支援センター等と連携していきます。」	
6. 自立支援					
(3) 日中活動の支援 キ 刑務所等の矯正施設出所予定者等に対する沖縄県地域生活定着支援					
		首里に「かじゅまる」があるが、刑期終了後の受け皿として社会復帰できるような定着支援施設を確保して支援すること 出所後の受け皿がない。首里にがじゅまるの会があるが、男性だけ。女性に特化した施設が必要。	県では、犯罪や非行をした者が立ち直り、再び地域社会の一員となれるよう、国、市町村、民間団体等と緊密に連携協力して切れ目なく支援を実施します。頂いたご意見につきましては、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。		
7. アフターケア					
		女性自立支援施設が退所後のフォローを実施することは当事者にとっても精神的な負担がなく気軽に相談できる等のメリットがあります。また民生委員として関わる際にも連携しながら支援することで、より手厚い支援となります。新法の実施に期待をすると共に実効性の伴う計画を希望します。	実効性のある計画となるよう取り組んでまいります。		

該当箇所			ご意見	考え方
章	節	項		
基本目標 3. 支援体制の充実				
1. 支援に関わる中核機関等の機能強化				
(1) 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制				
ア			ウトリーチからアフターケアまで、本人の希望と意思を最大限に尊重し、自立を支援する主旨・目的は大変よいと思います。そのためには、大きな労力が必要であり、女性相談支援員等、支援者のマンパワーが質・量ともに重要です。アフターケアまで行うには、職員数を増やすことを前提としていると思います。また、女性相談支援センターと女性自立支援施設への「心理療法担当職員や個別対応職員の加配」やアフターケア、人材確保について記載されていることで、今後に期待が持てます。ぜひ、職員数を増やしてください。	困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、支援従事者の人材確保及び資質向上に努めるとともに、女性相談支援センターをはじめとする中核機関の機能強化に努めます。
(3) 支援従事者への適切な処遇確保による人材確保				
「本人の意思を尊重した自立を支援する」ためには、単に支援担当の人数を増やすのではなく、資質向上が不可欠です。そのためにも、(雇用や給与の不安のない)安心して働ける職場で経験を積み、スキルを上げていくことができればと思います。41ページ基本目標3、1.(3)「職員等への適切な処遇確保や支援従事者が安心して業務をおこなうための環境整備」とは、給料や休暇などが改善されるの意味でしょうか。特に非正規の支援担当者の賃金・労働条件の改善が気になります。支援員等の多くは非常勤職員です。雇用年限の制限、低賃金などの問題を抱える非正規職員の不安を払しょくすることは、支援体制の充実を図り、サービス充実につながると考えます。41ページ支援体制の充実には非常勤職員の賃金・労働条件の改善は勿論のこと、計画的・段階的に正規職員を配置することも検討をお願いいたします。市によっては担当相談員が非常勤1名の場合があり、研修参加がままならないと聞きました。新法の施行で、正職員、非常勤の区別なく担当者にはより専門性が求められると思います。全職員にスキルアップの機会をお願いします。			困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、支援従事者の人材確保及び資質向上に努めるとともに、女性相談支援センターをはじめとする中核機関の機能強化に努めます。	
(4) 支援従事者の資質向上				
相談者の相手(夫)からの危機対応は評価できる。相談支援員も相談員などは人の命を預かすほどの責任ある仕事をしているにも関わらず身分は不安定で辞める人が多い。スキルが活かされるような雇用のあり方を改善できないか。			相談員の非正規労働問題の解決に向けた具体的な取り組みが必要。非常勤で、3年、5年で雇止めしているのは、資質向上は難しい。相談員の本採用が必要不可欠。	国による困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等への適切な処遇確保に係る措置等も活用し、支援従事者が安心して業務を行うための環境整備を図りながら、人材の確保に努めます。
職場で時給などもばらばら。辞めていく人もいる。研修に行きやすいようにする必要がある。				

該当箇所			ご意見	考え方
章	節	項		
		2. 関係機関との連携体制の充実	<p>個人情報の共有ルールを設定し、支援対象者および支援者の意思に依らず、共有するようにはいかがでしょうか？</p> <p>本支援の狙いは漏れのない、切れ目のない支援であり、その実現は1団体1支援者では達成できず、常に複数の目から支援対象者の状態を確認し、支援の抜け落ちが無いことを確認することが重要だと思います。特に一時保護や自立支援等で施設・シェルターに入る方は、施設・団体外との接点が限られる傾向にどうしてもなりますので、情報共有を確実にすることが望まれます。</p> <p>支援調整会議の内容（資料、議事録等）や会議そのものは公開するように記載してはいかがでしょうか？</p> <p>本支援をスムーズに行うには幅広く社会全体の理解、協力を得ることが必要であり、その観点から、特にいわゆる「代表者会議」での本計画による支援活動全体の動向の総覧を共有することで、支援全体への社会の理解を醸成することが重要かと思えます。</p>	<p>支援調整会議において共有する情報の取扱いや会議の運用方法等の詳細については、頂いたご意見も踏まえ、計画策定後に関係者等との意見交換を行いながら検討してまいります。</p>
その他全般		<p>沖縄県は、歴史・地政学的に、沖縄戦や米国占領、米軍基地の存在など、他の都道府県と異なる戦後史を歩んできたこと、また、沖縄独自ゆえの複雑で深刻なジェンダー問題が生じてきたことを「計画案」に明記することで、より具体的な沖縄における女性の困難な問題が共有されるとともに、その解決に向けた第一歩を踏み出しやすくなるように思われます。実効性のない、抽象的な「計画案」に終わらないためにも、ぜひ、特に、沖縄の戦後史を可視化して頂くよう、よろしくお願い致します。</p>	<p>頂いたご意見につきましては、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。</p>	
		<p>沖縄県は、女性の非正規労働者の割合が全国でも最も高く、沖縄県の労働問題における大きな懸念事項となっているが、「計画案」では、非正規労働者への言及が見当たらない。沖縄県の女性の非正規労働者数は、景気の悪いときには急増する一方で、景気の良いときでも大きく減少することはない。また、県内の自治体における非正規率は高く、その多くが女性であることから、非正規労働者の問題をきちんと明確化し、支援策を具体的に講じるべきである。</p>	<p>ご指摘の趣旨等も念頭に、本計画案では、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提として対象者の状況等に応じた支援を行うこととしております。</p> <p>また、御指摘のように、困難女性支援法のみならず、様々な制度において横断的に取り組んでいくことが必要な課題であると考えております。</p>	
		<p>県が様々な女性支援の施策をしていく上で、委託先にすべてを委ねることが最良ではない場合もあるように思われる。指定管理者制度の様々な問題も全国的に共有されるようになった今、支援内容によって、県直営の可能性も含めて考えていく必要があるように思われる。</p>	<p>頂いたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。各種施策の実施にあたっては、透明性・信頼性の確保に努めてまいります。</p>	